

特別養護老人ホーム ゆめ広川 短期入所生活介護 料金表 (1割負担の金額)

○施設サービス費（サービス利用に係る自己負担額）

単位：円

第1段階	基本		食費 300	居住費 820	月額（30日分）	
	要介護1	684			54,120	
	要介護2	751			56,130	
	要介護3	824			58,320	
	要介護4	892			60,360	
	要介護5	959			62,370	

第2段階	基本		食費 390	居住費 820	月額（30日分）	
	要介護1	684			56,820	
	要介護2	751			58,830	
	要介護3	824			61,020	
	要介護4	892			63,060	
	要介護5	959			65,070	

第3段階	基本		食費 650	居住費 1,310	月額（30日分）	
	要介護1	684			79,320	
	要介護2	751			81,330	
	要介護3	824			83,520	
	要介護4	892			85,560	
	要介護5	959			87,570	

第4段階	基本		食費 1,392	居住費 2,006	月額（30日分）	
	要介護1	684			122,460	
	要介護2	751			124,470	
	要介護3	824			126,660	
	要介護4	892			128,700	
	要介護5	959			130,710	

【食費・居住費の負担限度額区分（第1～4段階）】

第1段階	生活保護受給者	
第2段階	世帯全員が 市町村民税非課税	老齢福祉年金受給者
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第4段階	利用者負担段階第2段階以外の方	
第4段階	上記以外の方	

特別養護老人ホーム ゆめ広川 短期入所生活介護 料金表 (1割負担の金額)

○加算項目及び日額（体制等により適用項目が変更します）

項目	内容	負担額
療養食加算	疾病治療のため医師の処方箋に基づいた食事が栄養士によって管理されていることに対する加算（1日3回を限度）	8 円/回
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	重度の認知症者が50%以上入居し、専門的なスタッフが配置されていることに対する加算	3 円/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症介護の指導に係る専門スタッフが配置され定期的に研修等を行っていることに対する加算	4 円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	(イ)介護福祉士が60%以上配置されていることに対する加算 (ロ)介護福祉士が50%以上配置されていることに対する加算	18 12 円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	常勤職員が75%以上配置されていることに対する加算	6 円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	3年以上の勤続年数のある職員が30%以上配置されていることに対する加算	6 円/日
生活機能向上連携加算	外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合の評価に対する加算	200 円/月
個別機能訓練加算	個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合の加算	56 円/日
看護体制加算（Ⅰ）	看護師の配置加算	4 円/日
看護体制加算（Ⅱ）	看護師の配置人数に関わる加算	8 円/日
看護体制加算（Ⅲ）	看護体制加算（Ⅰ）の要件に加えて利用者のうち要介護3以上の利用者を70%受け入れる事業所に対する加算	12 円/日
看護体制加算（Ⅳ）	看護体制加算（Ⅱ）の要件に加えて利用者のうち要介護3以上の利用者を70%受け入れる事業所に対する加算	23 円/日
医療連携強化加算	看護師の配置人数に関わる加算	58 円/日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤を行う職員の配置人数に関わる加算	18 円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師の指示のもと緊急で利用する場合、入居日から起算して7日を限度に加算	200 円/日
若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者を受け入れた場合の加算	120 円/日
送迎加算	送迎を行った場合（片道）の加算	184 円/日
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情による緊急に受け入れた場合の加算	90 円/日
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	施設サービス費の合計に対して8.3%加算	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	施設サービス費の合計に対して6.0%加算	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	施設サービス費の合計に対して3.3%加算	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	施設サービス費の合計に対して2.7%加算	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	施設サービス費の合計に対して2.3%加算	

※状況に応じて上記の加算を算定させていただく場合があります。